

論壇

資力喪失による債務免除益の非課税規定（所得税法44条の2）についての解釈論



藤間大順 神奈川大学 法学部助教

I はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、厳しい経営状態に陥る事業者が出てくることと予想される。そのような事業者がしばしば直面する課税問題として、銀行などからの借入金の返済減免に伴う債務免除益課税の問題がある。

本稿では、厳しい経済状態にある個人の納税者が債務免除を受けた場合に債務免除益を非課税とする旨を定めた所得税法44条の2（以下「本規定」）について、解釈論上の問題をまとめて、私見を述べたい。

II 本規定は給与所得などに適用されるか

ある会社の役員がその会社からの借入金の免除を受けた場合に、給与所得としての債務免除益が生じることがある。ここでは、この役員が厳しい経済状況にあった場合に、債務免除益に本規定は適用されるのだろうか。

本規定では、適用の効果は「総収入金額に算入しない」もの、と定められている（1項）。したがって、

具体的には、IIにおいて、本規定が給与所得として得られる債務免除益にも適用されるのか、という適用の範囲の問題を論じる。IIIでは、本規定は特定の手続に従って債務の減免を受けた場合にのみ適用されるのか、という適用要件の問題を論じる。

なお、本規定は、通達上の取扱い（旧所得税基本通達36-17、以下「旧通達」）が平成26年度法制改正により立法化されたものである。現在では旧通達は廃止されている。

III 本規定の適用要件はどのようなものか

本規定の適用要件は、破産法や民事再生法の適用を受ける場合に加え、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合（以下「資力喪失」）である。ここでは、資力喪失とは、どのような状態を指すのだろうか。

通達上は、資力喪失とは、破産法や民事再生法の適用を受けられるような状態を指すものと解されている。一方、有力な学説では、一定の準則に従って債務の減免を受けた場合を指すものと解すべきだと論じられている。また、近時の文書回答事例では、廃業支援型の特定調停スキームにつき、本規定の適用がされることと解してよい旨の回答

がされている。通達が述べるように納税者が一定の状態にあれば本規定は適用されるのか、学説が述べ、文書回答が示唆するよう、何らかの手続に沿って債務の減免を受けた場合にのみ本規定が適用されるのかという点が問題となる。たとえば、債務超過状態にある役員が会社から債務超過額の借入金について免除を受けた場合には、本規定の手続的な要件を満たさない場合であっても、所得税法36条の解釈として、原則として、その債務免除益は非課税となるべきであろう。また、給与所得が非課税になる結果として、源泉徴収義務（所得税法183条）も生じないものと解すべきである。

この点、資力喪失とはあくまで債務者（納税者）の経済状態について述べたものではないのだから、特定の準則に従って債務の減免を受けた場合でなくても、本規定は適用されるものと思われる。たとえば、債務超過の事業所得者が事業用の債務のうち債務超過額分について免除を受けた場合には、何らかの準則に従うものではなくても、手続的な要件を充足すれば、原則として本規定は適用される。

IV おわりに

本稿では、本規定の適用範囲および適用要件につき、先行する議論をまとめ、先ずで私見を述べた。本規定が適用される場面は今後増加していくだろうか、実例の検討を通して、明確な運用や解釈論が確立されることと望まれる。また、実際に本規定が適用される

る前提で申告などをするにあたっては、納税者の経済状態などにつき、本規定3項で確定申告書への記載を求められている事項以上に、本規定の適用があることを証明できるようにする必要もあろう。

適用されるものと解すべきであろう。ただし、通達が述べる解釈は少し厳しすぎるように思われる。過半数の債権者が債務を減免することに同意しておらず、破産法や民事再生法の適用を受けられない場合であっても、たとえば事業の再建に協力的な債権者のみが債務超過の納税者の債務超過状態を緩和するためにした債務の減免については、本規定の適用対象と解して良いのではなかろうか。なお、本規定と旧通達では適用要件の文言が少し変わっているが、旧通達の適用要件につき、債務超過の状態が著しく、かつ将来において債務全額を弁済することができない場合を指す、とした裁判例がある。

1 本稿の内容は、拙稿「債務免除益課税の基礎理論」青山ビジネスレビュー16巻1号（2016年）71頁、同巻2号（2017年）1頁の議論をまとめたものである。また、2020年12月に、当該論文を改訂のうえで盛り込んだ書籍を出版予定である（「債務免除益の課税理論」(勁草書房)）。私見の詳しい内容については、こちらをご覧ください。
2 人格のない社団等が役員に対して供与した債務免除益が給与所得に該当するとされた判例として、最判平成27年10月8日集民251号1頁参照。なお、後述する平成29年広島高判は、この事案の差戻控訴審判決である。
3 このような考え方を示唆する文献として、奥谷健「判批」税務QA165号（2015年）46頁参照。ただし、反対説として、片山直子「居住者に対する源泉徴収の問題点」税研209号（2020年）45〜48頁参照。
4 西井克彦『アクセス 税務通達の読み方』（第一法規、2016年）152頁参照。
5 本規定の適用を受ける旨、本規定の適用を受ける金額、免除を受けた年月日、債務免除益の価額、資力喪失の事情の詳細およびその他参考となるべき事項を確定申告書に記載することが求められている（本規定3項、所得税法施行規則21条の2）。
6 旧通達の適用によって給与等の支払者の源泉徴収義務が減額されるとした裁判例として、広島高判平成29年2月8日集民72巻4号353頁参照（最判平成30年9月25日民集72巻4号317頁により確定）。また、非課税所得に対する源泉徴収は違法となるという見解として、田中治「源泉徴収制度等の存在理由」税法学571号（2014年）154〜155頁参照。ただし、非課税所得の支払からも源泉徴収義務が生じるとした判例として、最判平成22年7月6日民集64巻5号1277頁参照。
7 所得税基本通達44の2-1。
8 金子宏「租税法」第23版（弘文堂、2019年）199頁参照。
9 平成30年6月4日付文書回答「特定調停スキーム（廃業支援型）に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」。
10 広島高判平成29年2月8日・前掲注（6）では、債務超過の納税者が得た債務免除益のうち債務超過額分が、旧通達の適用によって非課税となり、源泉徴収義務も生じない旨が判示されている。
11 民事再生法において再生計画を可決するには、議決権者（債権者）の過半数による同意が必要である（民事再生法172条の3第1項）。
12 なお、米国では、債務超過者が受けた債務免除益のうち債務超過額分には、本規定と類似する規定（内国歳入法典§108）が適用される。
13 大阪地判平成24年2月28日税資262号順号11893。
14 紙幅等の都合から、本稿では先行する議論を全て取り上げることではできなかった。本規定について論じた論稿として、たとえば、山田俊一「債務の消滅（免除益）と、租税の関わり」税理60巻10号（2017年）113頁参照。